

令和 8 年度 第 4 回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和 8 年 7 月 1 日（水）午後 1 時 30 分
場 所 青梅市役所 3 階教育委員会会議室

第4回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和8年7月1日（水）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
 - 2 会議録署名委員の指名
 - 3 教育長報告事項
 - 4 協議事項
 - 5 議案審議
議案第8号 青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について
議案第9号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
 - 6 教育長閉議および閉会宣言
-

教育長報告事項

- 1 令和8年度青梅市スクールガード・リーダーの委嘱について（教育総務課）
- 2 令和9年度小規模特別認定校児童・生徒の募集について（学務課）
- 3 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分（スポーツ振興基金に関する案件）の報告について（スポーツ推進課）
- 4 第88回奥多摩溪谷駅伝競走大会の開催について（スポーツ推進課）
- 5 第59回青梅マラソン大会の開催について（スポーツ推進課）
- 6 笹川スポーツ財団による施設ネットワーク実践研究事業について（スポーツ推進課）
- 7 青梅市吉川英治記念館のイベント開催に伴う休館日の変更について（文化課）
- 8 新青梅図書館（仮称）基本設計概要書への意見募集の実施結果について（文化複合施設等整備担当）
- 9 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市立学校施設のあり方審議会会議録（教育総務課）
 - イ 青梅市社会教育委員会議会会議録（社会教育課）
 - ウ 青梅市スポーツ振興審議会会議録（スポーツ推進課）
 - (2) 事業等の実施予定について
生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 令和8年度学校基本調査結果について（教育総務課）
 - イ 令和8年度第2回青梅市教育委員会附属機関の委員等に対する感謝状被贈呈者の決定について（教育総務課）

ウ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

協議事項

- 1 青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係規則等の整理について（教育総務課）
- 2 青梅市総合体育館条例および青梅市スポーツ施設条例の一部改正に関する諮問について（スポーツ推進課）
- 3 青梅市eスポーツ大会実施業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱の制定について（スポーツ推進課）
- 4 令和8年度青梅市学力向上対策事業実施にかかるスタディ・アシスト事業実施要項の制定について（指導室）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	杉 本 洋
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦

出席説明員	学 校 教 育 部 長	谷 合 一 秀
	生 涯 学 習 部 長	布 田 信 好
	教 育 総 務 課 長	榎 戸 智
	学 務 課 長	桶 川 法 夫
	指 導 室 長	宇 野 賢 悟
	教育指導担当主幹	坂 井 直 樹
	学校給食センター所長	師 岡 寛 也
	社 会 教 育 課 長	平 岡 正 海
	文 化 課 長	原 島 明
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子
	ス ポー ツ 推 進 課 長	中 村 栄 之
	文化複合施設等整備担当主幹	森 田 和 洋

書 記	教育総務課庶務係長	横 山 竜 太
	教育総務課庶務係	渡 辺 健 斗

午後 1 時30分開会

日程第 1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 定刻でございますので、始めさせていただきます。本日の定例会には、教育長および委員 3 名が出席しておりますので、本会議は成立をいたしました。

これより、令和 8 年度第 4 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きします。

日程第 2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 はじめに、日程第 2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、徳長委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、令和 8 年 4 月 17 日開催の令和 8 年度第 1 回定例会の会議録につきましては、前回の定例会で配付し、それぞれ御覧をいただいております。よろしければ、この場で御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、令和 8 年度第 1 回定例会の会議録につきましては、御承認をいただきました。

次に、5 月 1 日開催の令和 8 年度第 2 回定例会の会議録を机上に御配付してございます。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

日程第 3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第 3、教育長報告事項に移ります。

はじめに、委員の皆様から御報告を頂戴したいと存じます。本日は、徳長委員からお願いいたします。

【委員（徳長）】 私は、5 月 23 日に今井小学校の運動会、30 日には午前中に吹上中学校、第七中学校、第一中学校、午後に泉中学校を見学いたしました。さらに、6 月 6 日は第五小学校の運動会、12 日は小学校の音楽鑑賞教室、13 日は第二中学校の運動会、26 日は第七小学校の学校訪問に伺いました。

教育委員になって運動会などに参加させていただいて、随分変わったのだなと感じています。というのもコロナ以降、特に中学校は団体競技、集団の綱引き、縄跳びなどが中心となり、個人競技がほとんどなくなりました。昔は中学校というと競技大会のような感じだったのですが、全くそれがなくなってきた、少し寂しい部分もあります。小学校も、何となく得点に絡むものが少なくなってきた、変わってきているのだなという気がしました。

音楽会については、今年も盛り上がる場所はすごく盛り上がるのですが、聴くところは静かに聴いていて、とても鑑賞態度が良かったなという気がしました。

1点気になったのは、先日、滝野川第三小学校の音楽準備室の火事があったということで、学校などには点検などの指示が出ているのかということです。私が校長の際は、音楽室はそんなに気にならなかったのですが、燃えるものが多い図工室がとにかく気になっていました。夏休みに図工室と図工準備室を職員全体で片付けを行ったこともありました。やはり火の気がなくても、コンセントを差し込んでいるだけで燃えてしまったりすることもありますし、理科準備室もですが、火が出ないという保証はないので、その辺りのところの注意は十分にしていきたいなと感じました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。今の学校の関係、周知等はどうでしょうか。

【指導室長（宇野）】 滝野川第三小学校の話があって、東京都から校内の点検と避難訓練の見直しの通知がきましたので、6月22日に周知を行っています。また、24日の定例校長会でも、点検と見直しについては話をさせていただきました。

【委員（徳長）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

つづきまして、百合委員お願いいたします。

【委員（百合）】 私は、5月29日に新潟県上越市で行われた関東甲信越静市町村教育委員会連合会の総会と研修会へ出席してきました。次期学習指導要領に向けた検討状況と、「越後の都」と「徳川の城」という2つの内容の研修会でした。来年度は、昭島市が会長市になるのですが、総会と研修を昭島市内の場所で開催されるということなので、ぜひ教育委員の皆様、御出席の方よろしくをお願いいたします。

私は、前半の運動会が全然見られなかったため、6月26日の第七小の学校訪問で久しぶりに学校にお邪魔しました。小規模の学校のためか、とても落ち着いていて、先生方の手厚い指導がよく伝わってくる感じでした。当日の欠席が、病気で2人お休みだったのですが、校長先生はそれが多い方だとおっしゃっていたので、いかに普段欠席者がいないかが良くわかりました。それは、子どもたちが元気であること、また保護者の方も気を遣ってくれているためだと感じました。

今回の学校訪問はとても小さい学校だったのですが、それでももっとも子どもが減っていくこれからのことを考えると、複式学級や学校の統廃合というものが、そんなに遠くない話なのかなということも感じました。

給食の試食もさせていただきましたが、事務の方がかわいい給食のメニューを作っていて、私たちも楽しく食事をいただきました。オーメ・ノーブルという青梅銘菓も出てきて、きっと子どもたちも喜んで食べていたのではないかなと思いました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

つづきまして、杉本委員お願いいたします。

【委員（杉本）】 私は6月6日の第五小の運動会に出席しました。風が強かったのですが、無事に終了することができ、1年生から6年生までの競技を拝見して、元気をいただきました。

6月13日は第二中の運動会に出席しました。小学校と中学校の体格や体力の違いを感じ、力強く成長する姿をじかに拝見して、とても心強く感じました。

6月12日には音楽鑑賞会に参加しました。徳長先生がおっしゃるように、私は午後の部を拝見したのですが、とても静かに集中した鑑賞態度は非常に良かったと思います。また、「Believe」という曲も大きな声で、音楽と一体化してとても印象に残る舞台でした。例えば、音楽鑑賞会でプロの演奏を聴くプログラムは素晴らしいものですが、青梅市でも管弦楽で全国1位になった子もプロの方たちと一緒に演奏できれば、他校の生徒たちに良い刺激になるのではないのでしょうか。「青梅市の小・中学校にもこれほどの力があって、プロの人たちと一緒に演奏できるのだ」ということを体験できると、工夫次第で地元の子たちもプロと一緒にやるのが励みになり、違いを体験する貴重な機会になると思います。1日のスケジュールの中で調整するのは大変かもしれませんが、いつも同じパターンが続くよりも、より深く入り込んだ体験型の音楽鑑賞会になれば、より子どもたちの心に残るものになるのではないかと感じました。

また、先ほどの火災の話もありましたが、クマについても触れたいと思います。私は直接見ているのですが、河原で草取りをしていた息子が近所の方から、「クマが泳いでいたよ」と言われたそうです。西中や第五小の子どもたちも、大勢でいればクマは出てこないかもしれませんが、夕方などは危険だと思います。どこで何が起こるか分かりませんので、その辺りは学校で注意し、朝夕の時間帯は川に近づかないほうが良いということを伝えていただければと思います。夏休み前ですので、よろしくお願いいたします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。私からも何点かお話をさせていただきます。

まずは運動会、本当にありがとうございました。1校も雨で延期になることなく、春の運動会は無事に終了したということでございます。

26日の第七小学校の学校訪問についても、大変ありがとうございました。学校訪問はもう少し続きますので、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、7月9日には、中学校の音楽鑑賞教室がございまして。お時間がございましたらお出掛けいただければなと思っております。

市の6月議会でございますが、6月25日をもって終了いたしました。例年6月議会はそれほど案件はないのですが、この6月議会は非常に案件が多くございました。まとめ次第、御報告申し上げたいと思います。

そして、本日は終了後に小学校長会との懇談会がございまして、引き続きで恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

暑さの話が杉本先生からもございました。夏休みに向けての諸注意を含めて、学校、子どもたちの安全対策には十分注意したいと思っております。どうぞ教育委員の先生方も、暑さには十分御留意いただきたいと思います。

それでは次に、教育総務課長から順に現況報告などについて説明をお願いします。

【教育総務課長（榎戸）】 教育総務課からは1点、令和8年度教育委員会事務点検評価について

て御報告申し上げます。

教育委員会事務点検評価につきましては、毎年、教育施策や事務事業の取組状況について点検および評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図り、点検および評価の結果に関する報告書を作成し、これを青梅市議会に提出するとともに公表することにより、市民に対する行政の透明性の確保と説明責任を果たし、教育行政への理解を図るものでございます。

また、実施方法として、青梅市教育委員会の教育施策の概要の主な教育施策をベースに、昨年度実施した事業について評価シートを用いて原則４段階の評価を行い、客観性を確保するため２名の点検評価有識者から御意見を伺っております。

今年度につきましては、明日の午後に第１回有識者会議を開催し、各課で報告書案の概要説明および報告書に対する有識者からの意見・質疑等を行う予定でございます。

その後は、８月上旬にかけて２回の有識者会議を開催して報告内容の精度を高めるとともに、８月上旬には教育委員の皆様にも御意見を伺い、８月２１日の教育委員会定例会に協議事項および議案として上程し、議決をいただきました後に、教育委員会ホームページの公表および市議会への提出と進めてまいります。

教育委員の皆様には御意見を伺う際は、改めて御案内いたしますので御承知おきください。

教育総務課からは、以上でございます。

【学務課長（桶川）】 学務課からは保健衛生関係で１点御報告申し上げます。毎年実施する定期健康診断についてでございます。

４月１０日から市内各小中学校におきまして、令和８年度の児童・生徒の定期健康診断を実施してまいりました。診断項目につきましては、内科、歯科、耳鼻咽喉科、眼科、心臓および腎臓で、学校ごと、診断項目ごとに日程を組み、実施いたしました。

学校、特に養護教諭や担任の先生の御協力の下、遺漏なく進め、６月末をもちまして無事に完了したことを御報告いたします。

学務課からは以上でございます。

【指導室長（宇野）】 指導室からは、６月２４日に開催いたしました校長会の内容について御報告いたします。

私からはそのほかを含めて大きく７点伝えています。

１点目が服務事故防止について、７月、８月が服務事故防止強化月間となっておりますので、その研修等について着実に実施するよう伝えております。

２点目が夏季休業日を迎えるに当たってということで、児童・生徒の健全育成、不登校およびその傾向がある児童・生徒への対応について話をしております。

３点目が、令和８年度の各種選考の応募状況についてでございます。校長選考の受験者につきましては１２人、管理職選考の受験者の状況につきましては、小学校でＢ選考が２人、Ｃ選考が１人、中学校ではＡ選考が１人、Ｂ選考が３人受験をしているという状況でございます。

4点目が、校長および管理職任用審査についてでございます。今年度、任用審査を受ける管理職等につきまして、しっかりと準備をするように伝えております。

5点目が、特例任用と暫定再任用管理職についてでございます。特例任用は今年度末年齢が60歳、61歳となる方、また、暫定再任用は今年度末62歳から64歳までの方が対象になることを伝えております。

6点目は、副校長ヒアリングを終えてということで、先日、副校長全員に対してヒアリングをさせていただきましたのでその内容について伝えております。

7点目が、その他といたしまして、新規採用教員についての育成に関する報告と特別評価を実施することについて、また、7月28日に行われる小中学校の教員公募説明会についてなどを伝えております。

指導室からは以上でございます。

【学校給食センター所長（師岡）】 学校給食センターからは1点御報告いたします。

今年度の新規事業として取り組んでおります学校給食における青梅銘菓の提供についてであります。6月に第1弾として、柳丸（りゅうまる）さんのオーメ・ノーブルを提供いたしました。教育委員の先生方におかれましては、第七小学校への学校訪問の日が提供日となり御賞味いただきました。

私自身も栄養士とともに第七小学校を訪問し、給食の様子を見させていただきましたが、子どもたちから「おいしかった」、「また食べたい」といったうれしい声を直接聞くことができました。

Ome Blue公式Instagramにも、本事業についてアップされ、コメントでは、「普段はあんこを食べない娘ですが、白餡美味しかったと大喜びでした」、「素敵な思い出をありがとうございました」、「給食で出ました！美味しかったです！」などと投稿いただき、家庭内での話題にもなっております。

また、校長先生方からは、「地域を知る良い取組ですね」といったありがたい感想を検食簿に記入いただいております。

第2弾といたしましては、2学期に紅梅苑（こうばいえん）さんの紅梅饅頭（こうばいまんじゅう）を予定しております。子どもたちに喜んでもらえる事業として、しっかりと取り組んでまいります。

学校給食センターからは以上です。

【文化課長（原島）】 文化課からは、美術館の状況等について御報告させていただきます。

美術館につきましては、本年3月に空調設備や電気設備等の改修工事が終了いたしまして、今年度1年間は通風・乾燥期間、いわゆる枯らし期間として改修した空調機を運転し、美術品の展示等に適切な環境・設備を有する施設であるかどうかを確認するとともに、再開館に向けた準備を進めております。

なお、令和9年度の展覧会の開催計画につきまして、現時点での予定ではありますが、4月から

6月は開催に向けて準備を行いまして、7月から9月にかけては、小中学校の夏休み期間を勘案いたしまして、子どもでも楽しめる絵本や図鑑などの動物画家である薮内正幸展の開催を予定しております。

また、10月、11月には、ベルギーやフランスを中心とした西洋絵画を展示する姫路市立美術館名品選の開催を予定しております。

その後につきましても、内容の充実した展覧会を企画していきたいと考えております。

文化課からは以上です。

【スポーツ推進課長（中村）】 スポーツ推進課からは、住友金属鉱山アリーナ青梅のLED改修工事の状況について御報告いたします。

4月より実施しておりました第1スポーツホールの1期目の改修につきましては、スケジュールどおり完了したところでございます。

第1スポーツホールの2期目の舞台照明関係については、11月中旬から12月中旬にかけて実施する予定であります。

現在は、第2スポーツホールやエントランスを実施しておりまして、今後トレーニングルーム等を実施する予定であり、現在順調に進んでいるところであります。

第1スポーツホールにつきましては、「床等を修繕したのかと思うぐらい全体的に明るく感じます」との声をいただいたところでございます。

また、先日28日の日曜日には、第5回のボッチャ交流会を実施いたしました。子どもから高齢者まで、障害者の方も含めて40チームに御参加いただき、皆さん、楽しそうにプレーされておりました。中には4世代の家族で参加されているチームもございまして、対戦相手との世代間交流の場としても楽しまれていました。

スポーツ推進課からは以上です。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 文化複合施設等整備担当から、2点御報告をさせていただきます。

1つ目としましては、お手元に配らせていただきました「新しい図書館でやってみたいこと」というタイトルのワークショップについてでございます。開催は7月12日の日曜日午後1時半から午後4時までとなります。対象者は、市内在住・在勤・在学の方ということで募集をさせていただいており、会場は市役所2階の喫茶コーナーでございます。

すでに募集は締め切っておりますが、25名の方の申込みをいただいたところです。中には高校生の方にも申込みいただいておりますので、フレッシュな御意見をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

2つ目として、5月20日の教育委員会で御協議・御承認をいただいた東青梅1丁目地内諸事業用地等整備基本計画（土地利用編）についてであります。先日の6月定例議会の本会議に議案を上程し、可決されました。土地利用計画が定まり、文化ホール施設については、現在の仮設駐車場の部分約9,500平米を活用することに決まりました。文化ホール施設については、引き続き整備

基本計画の策定を進めてまいりたいと思います。

報告は以上です。

【教育長（橋本）】 各課からの報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

1 令和8年度青梅市スクールガード・リーダーの委嘱について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項につきまして、順次説明をさせていただきます。

はじめに、教育長報告事項の1、令和8年度青梅市スクールガード・リーダーの委嘱について説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは報告事項の1、令和8年度青梅市スクールガード・リーダーの委嘱について御報告申し上げます。

青梅市教育委員会の基本方針では、基本方針6、「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」の4、安全・安心な学校づくりの推進において、日常の教育活動や登下校時等の安全指導・管理、安全確保の徹底を図るために、家庭・学校・地域・関係諸機関が相互に連携した安全・安心な学校づくりを一層推進するとしております。これを受けた教育施策においては、児童・生徒の安全・安心な環境の確保に向けた取組の推進の中の一つとして、東小学校を除く全ての小学校においてスクールガード・リーダーによる安全・安心な学校づくりを実施しております。

報告資料1を御覧ください。

具体的な事業内容は、記載のとおり通学路等を巡回し、学校や児童、PTAや地域の子ども安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言などを警察OBであるスクールガード・リーダーから、その知見にもとづき指導していただくものであります。

項番1、青梅市スクールガード・リーダーの委嘱につきましては、記載のとおり7名の方に担当校を割り当て、委嘱することとします。

項番2、任期であります。委嘱の期間につきましては、令和8年5月1日から令和9年3月31日までとするものであります。

スクールガード・リーダーにつきましては、教育施策において目標と定めた各校年間4回の実施となるよう事業を進めてまいります。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

2 令和9年度小規模特別認定校児童・生徒の募集について（学務課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の2、令和9年度小規模特別認定校児童・生徒の募集について説明をいたします。

【学務課長（桶川）】 それでは、報告事項2、令和9年度小規模特別認定校児童・生徒の募集

についてでございます。

お手元の報告資料2を御覧ください。

はじめに、1の成木小学校でございます。

成木小学校では、平成21年度から小規模特別認定校制度による児童の募集を行っており、令和9年度で19年目を迎えております。

まず、(1)学級定員および募集人員でございます。募集する学年は、第1・第2・第3学年、学級定員につきましては、制度運用開始当時よりそれぞれ20人としております。

右の列、募集人員(予定)につきましては、学級定員から学区内の新入学予定者、学年進行による進級予定者を除いた人数としており、第1学年からそれぞれ15人、11人、8人となっております。

募集スケジュールにつきましては、9月10日および26日に学校見学会・説明会を実施し、その後、9月28日から10月18日まで申込みを受け付け、面談を11月5日に予定しております。

申込方法につきましては、原則インターネット上の専用フォームからの申込みとしております。

なお、インターネット環境がない場合につきましては、学務課窓口において受け付けることとしております。

つづきまして、2の第七中学校でございます。

第七中学校では、平成24年度から特別認定校制度による生徒募集を行っており、令和9年度で16年目を迎えております。

まず、(1)学級定員および募集人員でございます。募集する学年は第1学年のみ、学級定員につきましては成木小と同様の20人としております。

右の列、募集人員(予定)につきましては、成木小学校卒業予定者16人を除いた4人としております。

募集スケジュールにつきましては、7月下旬に学校見学会、こちら、先ほど学校から連絡がありまして、ここで修正をさせていただきたいのですが、7月21日火曜日から24日金曜日までの4日間となっておりますが、学校の都合で24日金曜日は開催できないということで、23日までの3日間となりました。この場をお借りして修正させていただきます。よろしくお願いいたします。

その後、9月11日に説明会を開催し、9月28日から10月18日まで申込みを受け付け、面談を11月16日に予定してございます。

申込み方法につきましては、成木小学校と同様に、原則電子申請としております。

また、令和9年度の募集につきましては、募集人員が例年より少ないため、応募人数が募集人数を上回ることが予想されます。その際は公開抽選とし、入学許可者および補欠者の順番決めるを行うことを予定しております。入学辞退者が発生し、定員に空きが出た場合、補欠者から順次繰り上げて入学を許可する予定でございます。

最後に、児童・生徒、保護者に対する周知についてでございます。資料に記載はございませんが、広報おうめの7月15日号に掲載するほか、教育委員会ホームページやSNSも活用し周知を図っ

てまいります。

なお、机上の成木小学校および第七中学校の募集用リーフレットにつきましては、成木小学校のものは、市内の幼稚園・保育園を通じて3歳から6歳までの全保護者と市内の小学1・2年生全員に行います。第七中学校のものは、市内の小学5・6年生全員に配布し、周知する予定でございます。後ほどお目通しいただければと存じます。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

3 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分（スポーツ振興基金に関する案件）の報告について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分（スポーツ振興基金に関する案件）の報告について説明をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 報告事項の3、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分（スポーツ振興基金に関する案件）の報告について御説明申し上げます。

報告資料3を御覧ください。

はじめに、専決処分とした理由についてであります。

前回の第3回教育委員会定例会にて、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問についての中で御説明をさせていただきましたが、このスポーツ振興基金条例にもとづく援助等につきましては、例年年間3回開催しておりますスポーツ振興審議会の会議直前まで申請を受け付けておりますことから、専決処分による報告事項とさせていただくことの御承認をいただいたところであります。

この件について、青梅市教育委員会事務委任規則第2条の規定にもとづき、教育長の臨時代理の専決処分をした内容について、同規則第3条の規定にもとづく報告をするものでございます。

令和8年5月28日に開催された令和8年度第1回青梅市スポーツ振興審議会において諮問し、答申書に記載のとおり、青梅市スポーツ振興基金援助申請事業一覧および表彰候補者一覧に記載の事業および候補者に対し、援助および表彰することを適当と認めるとの答申をいただいております。

まず、援助に関する諮問に対してでございます。

別紙1を御覧ください。

1の大会出場報償事業について、個人6件、団体1件の計7件の申請がありました。

次に、3ページ目の2の普及推進事業において3件の申請がありました。

次に、3の大会運営事業において4件の申請がありました。

次に、4ページ目の4のその他事業、スポーツ育成強化事業において1件の申請があり、これら全ての申請に対し、適当であるとの答申をいただきました。

つづきまして、表彰に関する諮問に対してでございます。

別紙2を御覧ください。

青梅市スポーツ賞については、個人から9人、3ページ目の団体においては2団体から申請がありました。

また、4ページ目の市内小中学校の児童・生徒が対象となる青梅市スポーツ奨励賞については2団体から申請があり、いずれに対しても適当であるとの答申をいただきました。

以上の答申におきまして、表彰につきましては、10月12日に開催予定の青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰式で表彰させていただく予定でございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

4 第88回奥多摩溪谷駅伝競走大会の開催について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の4、第88回奥多摩溪谷駅伝競走大会の開催について説明をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 報告事項の4、第88回奥多摩溪谷駅伝競走大会の実施についてでございます。

報告資料の4を御覧ください。

資料の大会要項につきましては、一般、大学、高校、女子の部の要項と、支会・自治会の部の要項および小学生、中学生の部の要項に分かれております。

前提として、今回大きな変更点はなく、主な点を中心に御説明させていただきます。

まず、期日でございますが、12月6日日曜日に開催でございます。

一般、大学、高校の部につきましては、午前10時に市役所前をスタートし、奥多摩駅前を折り返し、市役所前がゴールとなる6区間44.8キロのコースでございます。

女子の部は午前11時20分、また、支会・自治会の部は午前11時22分、御嶽駅前をスタートし、市役所前がゴールとなる3区間11.1キロのコースでございます。

小学生・中学生の部につきましては、中学生の部が午前10時20分、小学生の部が午前10時22分に市役所前をスタートしまして、青梅信用金庫本店前を折り返し、市役所前を中継所とする1周1.7キロのコースを4人で4周するコースとなります。

小学生の部・中学生の部の参加資格につきましては、西多摩地区在住で4年生以上によるチーム編成となります。

なお、参加費は変更ございません。

募集の周知につきましては、前回参加チームに案内するほか、広報おうめ9月1日号に掲載するとともに、自治会回覧、市内および西多摩地区の小中学校へのチラシ配布等を行い、申込みにつきましては、9月1日から受付を開始いたします。

歴史と伝統のある駅伝大会でありますので、陸上競技協会と連携し、市内外から多くのチームに参加いただき、楽しんでいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

教育委員の皆様には、例年開会セレモニーへの出席および小中学生の部の表彰式に御協力をいただいております。今年度も同様にお願いしたいと存じます。詳細が決まりましたら、改めて御依頼させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

5 第59回青梅マラソン大会の開催について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは、次に教育長報告事項の5、第59回青梅マラソン大会の開催について説明をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、報告事項の5、第59回青梅マラソン大会の開催についての説明を申し上げます。

報告資料5を御覧ください。

第59回大会につきましては、6月3日に開催された主催者会議において詳細が決定いたしましたので、主な部分を中心に御報告いたします。

なお、最初に30キロの部および10キロの部について御報告させていただき、小中学生を対象としたジュニアロードレースの部につきましては、後ほどまとめて御報告させていただきます。

まず、（4）、（5）の協賛関係につきましては、市内企業の住友金属鉾山さん、青梅信用金庫さん、やまびこさんに引き続きお願いすることとなっております。

（8）期日につきましては、令和9年2月21日であります。

スタート時間、コースについては変更ございません。

なお、今年度、大会当日が都立入試と日程が重なっている状況でございまして、現在、都の教育委員会とは意見交換を行っているところでございます。

4 ページ目の（15）定員につきましては、こちらも前回と変更はなく、30キロの部は1万2,500人、10キロの部は4,000人でございます。

（16）参加費につきましては、人件費や物価の高騰の影響等により、大会経費が膨らんでおりまして、やむを得ず今回30キロの部で1,000円値上げし、1万2,000円とさせていただくところでございます。

なお、10キロの部は6,000円、10キロの部の高校生は3,000円で、こちらは変更ございません。

（18）申込期間につきましては、前回大会と同時期、アの青梅市民優先枠は8月1日から12日までとし、定員を超えた場合には抽選を行います。

イのふるさと納税枠については、8月1日から11月3日まで、ウのチャリティープレミアムエントリーにつきましても、8月1日から11月3日までとしております。

なお、エの一般エントリーにつきましては、8月15日から11月3日の設定となっております。

(19) 開会式につきましては、大会前日の2月20日土曜日に行われる予定でございます。

つづきまして、ジュニアロードレースの部について御報告いたします。

ジュニアロードレース実施要項を御覧ください。

(2) の種目・定員および参加資格につきましては、小学生の部は、青梅市・奥多摩町在住の4年生以上で定員300人でございます。

中学生の部は、全国どなたでも参加でき、定員は同じく300人です。

(3) のコース、スタート時間につきましては、記載のとおりであります。小学生は1.5キロ、中学生は3キロでございます。

(4) 周知方法につきましては、7月15日号の広報おうめおよびホームページで周知するとともに、市内各学校および近隣の自治体や中体連の陸上関係など、幅広くチラシを配布させていただき、児童・生徒へ周知を図ってまいります。

(5) の申込みにつきましては、(1) 青梅市民枠につきましては8月1日から12日まで、定員を超えた場合は抽選となります。この期間を過ぎましても、8月15日から一般エントリーにおいて、定員に達するまで先着で申し込むことができます。

申込方法につきましては、基本的にはインターネットからの申込みになりますが、団体やグループでの申込みの場合は、青梅マラソン事務局で専用の申込用紙にて申し込むことも可能でございます。

最後に、(6) の参加費につきましては、小学生の分は1,500円、中学生の分では、青梅市・奥多摩町在住の方は1,500円、それ以外の方は2,000円となります。

また、家族で青梅マラソンに参加いただき、楽しんでいただくため、ジュニアロードレース出場者で、御家族が30キロの部または10キロの部に出場する場合は、家族割引が適用されます。青梅市・奥多摩町の方は、1,500円割引することにより、ジュニアロードレースの参加費が実質無料となります。家族割引を適用する場合は、インターネットから家族で同時に申込みをいただくこととなります。

最後に、スペシャルゲスト等につきましては、まだプレス発表しておりませんが、高橋尚子さんには参加いただく予定でございます。

また、前日の開会式のスペシャルトークショーおよび当日のスペシャルスターターについては、現在調整中であります。

教育委員の皆様には、青梅マラソンにつきましても、例年ジュニアロードレースのスターターおよび表彰式において御協力いただいております。本年度も同様をお願いしたいと存じます。大会が近づきましたら、改めて詳細を含めて御説明させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。

【委員（百合）】 ジュニアの人数については、青梅市外からも募集するようになり、とてもたくさん子どもたちが参加してくれていて、にぎやかな大会になっています。今回もぜひ1人でも多くの出場者が応募してくれると良いなと思います。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

【委員（杉本）】 ジュニアの表彰式は、前回と同じように特別ゲストの方に表彰式のプレゼンターを行っていただけると、子どもたちがとても喜ぶと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

中学3年生は都立入試で出られないですかね。コースの途中に都立高校もございますので、運営も非常に苦慮しているところです。その辺りの調整はしっかりやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

6 笹川スポーツ財団による施設ネットワーク実践研究事業について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の6、笹川スポーツ財団による施設ネットワーク実践研究事業について説明をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 報告事項の6、笹川スポーツ財団による施設ネットワーク実践研究事業について御説明申し上げます。

報告資料6を御覧ください。

はじめに、資料左上の実践研究の背景・主旨でございます。

笹川スポーツ財団では、障害者が身近な地域でスポーツに親しめる社会の実現のため、障害者スポーツの専門性の高い施設とその他の施設とのネットワーク化の必要性から、スポーツ施設の中で、都道府県単位で障害者スポーツの拠点として機能する施設をハブ施設として、市町村単位で障害者の日常的なスポーツ活動の場となる施設をサテライト施設として、ハブ施設、サテライト施設以外で障害者のスポーツの場となる施設を地域のその他の社会資源と分類し、それぞれが求められる役割を果たしつつ連携することの重要性を提言しております。

そのような地域課題において、今回、青梅市をモデルとして、笹川スポーツ財団と東京都障害者スポーツ協会と連携し、障害者スポーツ振興における施設ネットワーク実践研究事業を実施するものであります。

資料右上が施設ネットワーク化のイメージ図であります。

このモデル事業では、ハブ施設を国立市にあります東京都多摩障害者スポーツセンターとし、サテライト施設を青梅市の住友金属鋁山アリーナ青梅、地域のその他の社会資源については、市内にある地域の施設と位置付けを行いました。

青梅版のモデルプランを組み立てるに当たり、資料左下のとおり市内関係団体に御協力いただき、検討委員会を組織いたしました。

裏面を御覧ください。

資料左上の検討経過については、今回のモデル事業の対象者を高齢の障害者をターゲットとし、サテライト施設の住友金属鉱山アリーナ青梅を中心に、様々な地域資源を生かしながら、それぞれ自身の障害の程度や体力等に合わせ、スポーツを楽しんでもらうプログラムを実施することといたしました。

資料右上を御覧ください。

今回6人の障害の当事者の方に御協力をいただき、プログラムを体験いただくことになります。具体的なプログラム概要につきましては、資料下段を御覧ください。

プログラムを3つのフェーズに分け、各施設の強みを生かしつつ、当事者がプログラムを実施する側と、障害者をサポートする側の両面でプログラムを展開いたします。

第1フェーズでは会場がハブ施設の多摩障害者スポーツセンターで、メイン指導者は多摩障害者スポーツセンターの専門職が行います。

第1回を昨日の6月30日に実施いたしました。第2回を7月17日とし、計2回実施いたします。

当事者の皆さんには、障害者専用のスポーツ施設で専門職による指導等を受けていただき、第2フェーズ、第3フェーズで指導・サポートを担う方々には専門職の指導を学んでいただく機会としております。

第2フェーズでは、会場がサテライト施設である住友金属鉱山アリーナ青梅となり、メイン指導者に住友金属鉱山アリーナ青梅のスタッフが加わります。

こちらは記載のとおり3回を予定しております。障害者専用施設ではございませんので、完全なバリアフリーとはなっておりませんが、市内のスポーツ施設でも一定の条件の下、スポーツ、運動が楽しめることを知っていただき、指導するスタッフ側はどのような支援・配慮が必要かなど、お互いに体験していただく機会としております。

第3フェーズでは、会場が東青梅・友田自治会館および長淵9丁目にある多摩リハビリテーション病院内のメディカルフィットネスセンタープラムとなり、指導者はスポーツ推進委員やメディカルフィットネスセンタープラムのスタッフとなります。それぞれの会場で1回ずつ、計3回を予定しております。

メディカルフィットネスセンタープラムは、いわゆるリハビリ施設でございますので、トレーニング器具やスタッフ等が整備されている施設でございます。

自治会館については、より身近な施設として日常的に活動できる場所との位置付けでございます。

計8回のプログラムを実施する今回のモデル事業におきまして、今後も当事者の皆さんには、それぞれの環境や条件の下、体力や目的に沿って気軽にスポーツを継続して楽しんでいただきたと考えております。

また、受け入れる施設側やサポートする側については、新たな気づきや配慮のポイントなど、今後サポートする場面などに生かしていただきたいと思っております。

障害者のスポーツ振興を進めるに当たり、すぐに専用の施設を整備することはなかなか難しい

ことから、この機会をきっかけに、現状の地域資源を生かしつつ、行政だけではなく地域の関係団体と連携しながら、障害者が継続してスポーツを楽しめる環境を整えることが重要であると考えております。

大変雑駁ではございますが、報告は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。

昨日の第1回、私も見学させていただきました。国立に都立のスポーツセンターがあることを私は知らなかったのですが、温泉プールもある非常にすばらしい施設でした。市では住友金属鉾山アリーナ青梅を運営する関係者、スポーツ推進委員等が、昨日行っていて、現地の専門職の方の指導の下、参加された当事者の皆さんも本当に楽しそうに体を動かしていたというのが非常に印象的でした。第8回までございますので、もし何か機会があったら御覧いただければと思います。

よろしいでしょうか。

7 青梅市吉川英治記念館のイベント開催に伴う休館日の変更について（文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の7、青梅市吉川英治記念館のイベント開催に伴う休館日の変更について説明いたします。

【文化課長（原島）】 それでは、報告資料7を御覧ください。

はじめに、1の趣旨であります。9月7日は吉川英治の忌日であり、例年「英治忌」を実施しておりますが、令和8年度は月曜日のため休館日となることから、今年度に限り月曜日である9月7日を開館し、翌日の火曜日を休館日とするものであります。

2の事業名は、青梅市吉川英治記念館「英治忌」であります。

3の休館日等の変更内容であります。1開館日を9月7日の月曜日とし、2休館日を翌日の9月8日の火曜日とするものであります。

4の根拠につきましては、青梅市吉川英治記念館条例第4条となります。

5の理由につきましては、青梅市ゆかりの文豪である吉川英治の功績を知っていただき、記念館を訪れていただく契機とするためであります。

6のその他につきましては、広報おうめ8月1日号や吉川英治記念館公式ホームページ等において周知を予定しております。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等、ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

8 新青梅図書館（仮称）基本設計概要書への意見募集の実施結果について（文化複合施設等整備担当）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の8、新青梅図書館（仮称）基本設計概要

書への意見募集の実施結果について説明をいたします。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 それでは、報告資料の8を御覧ください。

新青梅図書館（仮称）基本設計概要書への意見について、パブリックコメント実施結果について御説明をさせていただきます。

まず、概要でございます。募集期間は令和8年5月1日から5月14日までとしており、提出者数は34人、件数にして34件でございました。

記載の多かった主な意見について説明をさせていただきます。

まず、カフェ・軽食ショップ等についてでございます。意見としては、好意的な御意見を多く、いただいております。その中の一つとして、カフェは継続的に営業できるのかといった心配の声もございました。近隣にコンビニ、パン屋、中華料理、クレープもあるので、よく考えたほうが良いといった御意見もいただきました。

そういったことから、1枚目のNo. 1、右側の市の考え方のところにも記載をさせていただいておりますが、「カフェ・軽食ショップについては、居心地よく滞在できる居場所を創出するため、必要な機能と考えています。しかし、これまでに行ったカフェ事業者等へのヒアリングでは、採算性の観点から出店が厳しいという意見も寄せられました。今年度行う実施設計では、改めてカフェ事業者等へのヒアリングを行うほか、近隣店舗の状況を踏まえ、無人のセルフカフェ方式を含めた出店の実現性や継続性について、幅広く検討していきます。」という回答にさせていただきました。

つづきまして、駐車場についての御意見です。

無料駐車場を整備してほしいといった希望が多くございました。一方で、逆に駐車場を整備しないことを好意的に捉えて、周辺の駐車場を使ってまちの活性化に寄与するといった意見もいただいております。

これについては、市の考え方としまして、3ページをお開きいただくと、No. 12がございます。そこの右側、市の考え方を御覧ください。

「専用の駐車場および駐輪場については、青梅駅前の好立地ということもあり設けていません。来館いただく際は、公共交通機関の利用を促進するとともに、近隣の民間駐車場や青梅駅自転車等駐輪場の利用を案内していきます。」とさせていただきました。

次に、学習室に関する意見です。

全て好意的な意見としていただいておりますが、中でも1ページ目のNo. 2の意見では、予約システムの導入など新しい意見をいただきました。

これに伴いまして、市の考え方として記載しておりますが、「新しい図書館では、閲覧席や学習室の座席、グループ学習室などの予約が簡単に行えるシステムの整備を検討していきます。」とさせていただきました。

次に、蔵書についての意見でございます。

こちらは、蔵書数が減ることに批判的な御意見もある一方で、限られた蔵書数で需要の多い新

刊本などを選書することで良いとする意見もあり、賛否は様々ございました。

これに対して市の考え方としまして、2ページ目のNo. 3の中段を御覧ください。「蔵書については、利用者のニーズを想定し新たに選書していきます。蔵書数は2万冊としておりますが、予約取寄せサービスを活用することで、市内にある約63万冊を借りることができます。新しい図書館では、これまでの図書館とは、異なるコンセプトでの蔵書構成やサービス展開となりますが、中央図書館や他の分館といった市内にある図書館全体で、利用者の利便性やサービス水準の向上に努めていきます。」とさせていただきます。

次に、コンセプト全般についての御意見であります。

こちらは、ハードであったりソフトであったりと様々な御意見がありました。批判的な意見よりは、好意的に受け止めていただいた意見のほうが多くあったとは感じてございます。

このコンセプト等の意見は、すぐには方向性が出せないものがありますので、今後の参考とさせていただきます。

特にソフトに関するものは、運営計画等に生かせるようにしてまいりたいと思います。

大変雑駁ですが、報告資料8についての説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。

【委員（杉本）】 新しい図書館の形態として、他の読書をしている方に迷惑がかからない形で、スポーツや音楽などのパブリックビューイングを実施して、人が集まる場として活用することをお願いしたいです。また、市内小中学校の管楽器コンサートにおける受賞演奏や、市内イベントの映像を放映するなど、インフォメーションセンターとしての機能を備えたカフェになれば、非常に有効な場所になるのではないかと感じました。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 パブリックビューイングなどの新たな取組としては、コンセプトの中にも、まちの活動が集まる場や人とまちをつなげる場といったようなものもございます。「動のエリア」と称しておりますが、そういったところでは様々なイベント活動ができるようにということで検討してございます。

12日のワークショップも、そういった意見を出していただけたら、より実現できると考えてございます。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

9 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市立学校施設のあり方審議会会議録（教育総務課）

イ 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

ウ 青梅市スポーツ振興審議会会議録（スポーツ推進課）

(2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 令和８年度学校基本調査結果について（教育総務課）

イ 令和８年度第２回青梅市教育委員会附属機関の委員等に対する感謝状被贈呈者の決定について（教育総務課）

ウ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の９、諸報告でございますが、あらかじめ委員の皆様にはお目を通していただいております。この際、御質疑等がございましたら、お願いをいたします。特によろしいですか。

日程第４ 協議事項

１ 青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係規則等の整理について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第４、協議事項に移ります。

協議事項の１を議題といたします。青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係規則等の整理について説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、協議事項１、青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係規則等の整理について御説明申し上げます。

協議資料１を御覧ください。

はじめに、１、改正の理由につきましては、青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、関係規則等の規定の整理を行おうとするものであります。

次に、２、改正する規則等は、（１）から（３）までに掲げる規則および規程であります。

次に、３、改正の内容であります。

（１）のとおり「出張命令」を「旅行命令」に改めるものであります。これまで、青梅市では、職員が公務のため勤務場所を離れて旅行する際には、出張命令により行われていましたが、このたびの条例改正により、出張と職員が転勤などで引っ越しをするときの赴任については、旅行命令により行われることになったため、命令の名称を改めようとするものであります。

次に、（２）のとおり、「出張を命令された職員」を「出張をした職員」に改めるもので、先ほどの（１）の内容を受けて規定の整備を行うものであります。

以上の内容については、資料２枚目以降の新旧対照表のとおりでありますので、後ほど御確認くださいようお願いいたします。

最後に、４、施行期日につきましては、公布の日または公表の日といたします。

説明は以上でございます。

なお、本件につきましては、御承認いただければ、後ほど議案として提出させていただき、御決定をいただきたいと思いますと考えております。

よろしく御協議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、協議事項でございますので、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係規則等の整理については承認されました。

2 青梅市総合体育館条例および青梅市スポーツ施設条例の一部改正に関する諮問について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。青梅市総合体育館条例および青梅市スポーツ施設条例の一部改正に関する諮問について、説明をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 協議事項の2、青梅市総合体育館条例および青梅市スポーツ施設条例の一部改正に関する諮問について御説明申し上げます。

はじめに、資料につきまして、庁内の調整に時間を要し、当日の配付となりましたことをおわび申し上げます。

それでは、協議資料2を御覧ください。

この件につきましては、青梅市スポーツ振興審議会条例第2条の規定にもとづき、下記のとおり青梅市スポーツ振興審議会に諮問するものでございます。

1の諮問事項につきましては、青梅市総合体育館条例および青梅市スポーツ施設条例の一部改正についてでございます。

2の諮問理由につきましては、青梅市総合体育館および青梅市スポーツ施設の使用料を改めることについての意見を求めるものでございます。

3の答申日につきましては、令和8年7月17日に開催予定の令和8年度青梅市スポーツ振興審議会臨時会の日程と同日を予定しております。

次に、配付させていただいております資料の青梅市総合体育館条例および青梅市スポーツ施設条例一部改正についてを御覧いただきたいと存じます。

1の改正の理由につきましては、青梅市における受益者負担と公費負担のあり方に関する指針の一部改正を踏まえ、使用料の見直しを行うとともに、市民サービスの向上を図るため、休館日および休場日を改めようとするものでございます。

2の改正する条例は、（1）青梅市総合体育館条例および（2）青梅市スポーツ施設条例でございます。

3の改正の内容につきましては、（1）使用者の使用料に市内在住者および市外在住者の区分を設けるとともに、使用料を別紙のように改めようとするものでございます。

こちらの別紙につきましては、後ほど御説明させていただきます。

(2) 休館日および休場日について、「12月29日から同月31日まで」を「12月30日および同月31日」に改めます。

休館日および休場日につきましては、令和3年度より試行的に12月29日を開館・開場してまいりました。これまでその結果を都度報告させていただきましたが、試行の5年間で十分な実績・需要があることが分かりましたので、ここで条例を改正し、正式な運用を図りたいというものでございます。

4の施行期日等についてでございます。

(1) 施行期日については、ア、使用料にかかる改正部分につきましては令和9年4月1日とし、休館日および休場日にかかる改正部分につきましては公布の日とするものでございます。

(2) の経過措置につきましては、改正後の青梅市総合体育館条例および青梅市スポーツ施設条例の規定は、令和9年4月1日以後に各施設の使用申請する者から適用し、同日前に各施設を使用申請する者の使用料については、なお従前の例によるものとするものでございます。

つづきまして、使用料にかかる改正部分について御説明をさせていただきます。

使用料改定資料の前に、今回の経緯等について御説明させていただきますので、参考資料の「青梅市における受益者負担と公費負担のあり方に関する指針」にもとづくスポーツ施設使用料の見直しについて、こちらを御覧いただきたいと思います。

こちらについて読み上げをさせていただきます。

1の経過でございます。

市では、将来にわたり安定した行政サービスを提供していくことを目的に、平成18年8月、受益者負担と公費負担の在り方に関する基本的な考え方を示した「青梅市における受益者負担と公費負担のあり方に関する指針」を策定し、受益者負担の適正化に努めてまいりました。

スポーツ施設はこれに合わせ、平成21年10月に青梅市総合体育館条例および青梅市体育施設条例を一部改正し、スポーツ施設の使用料の見直しを行いました。

指針策定後19年が経過し、受益者負担と公費負担を適正に判断する上で不足する判断基準等を補うため、令和8年2月に指針の一部改正を行い、各公共施設の使用料の見直しを行うものでございます。

1のポイントといたしましては、平成21年から使用料の見直しをしていないこと、この間、人件費や物価等が上がっておりますが、いわゆる経費が増額している状況となり、使用料の見直しを行っていないことから、利用者の負担と公費の負担の割合の中で公費負担が膨らんでいる状況でございます。

この公費の負担につきましては、いわゆる施設を利用していない市民の税金等が充てられているという状況でございますので、利用者と公費の負担の現状の適正な割合を見直すものでございます。

また、今回の使用料の見直しは、各公共施設を統一の指針の下、見直しを行うものでございます。

つづきまして、2の見直しの内容でございます。

(1)の受益者負担の範囲の見直しでございます。

原価計算対象費用から減価償却費を除外し、受益者負担の範囲を管理運営コストに限定することで、過度な受益者負担の高額化を抑制する。

また、施設の使用料算定においては、施設の共用部分について、使用施設面積に応じて面積案分を行い、共用部分の案分面積を使用施設面積に算入し料金算定をすることで、より適切な受益者負担を求めるものでございます。

なお、スポーツ施設は、指定管理者制度を導入しており、野球場やテニスコート等の多様な施設を一括で管理運営している状況でございます。

また、施設の面積は、規模により面積差があるが、屋外スポーツ施設の管理人の人数は同じであり、面積によって業務量が量れない等、特殊な理由があるため、単に面積案分ではなく、指定管理者制度による管理運営に適した使用料算定を実施することとし、これらにより受益者負担と公費負担のバランスの明確化を図っているものでございます。

(2)の見直し周期の設定でございます。従来の指針では規定していなかった使用料・手数料の見直しを原則として、3年ごとに実施することとしております。

(3)の市外料金の導入でございます。施設維持費には市税が充てられているため、負担の公平性から市外在住者（在勤・在学者を除く。）を対象とした料金を新たに設定し、その料金は原則として市民料金の3倍相当額とするものでございます。

(4)の料金改定基準の設定でございます。過去3か年の決算額で原価計算を行い、受益者負担割合を乗じた額（適正対価）と現行料金を比較します。現行料金と適正対価が乖離した率がプラスマイナス20%以上生じた場合、原則として料金改定を実施いたします。すなわち、乖離率が20%に達しない場合は、料金の見直しを実施しないということになります。

(5)改定上限と近隣均衡の設定でございます。料金改定を行う際、受益者への急激な負担増を抑制するため、料金改定時の上限を設定いたします。上限については、既存料金の2倍相当額とするものでございます。また、近隣自治体や民間市場価格との均衡も図ることとしております。

以上が、基本的な指針の考え方でございます。

それでは、恐れ入りますが、使用料の改正資料、こちらを御覧いただきたいと存じます。

こちらの表に掲げる使用料は、市民および市内団体が使用する場合の額でございます。

なお、市民とは、市内に在住、在勤または在学する者をいい、市内団体とは、市内に在住、在勤または在学する者が構成員の過半数を占める団体を指しております。

市民および市内団体以外が使用する場合の使用料は、規定使用料の3倍の額といたします。

ただし、東原公園水泳場およびわかぐさ公園こどもプールにつきましては、実際の利用者がおよそ半数は市外の方が利用している状況等もございますことから、規定使用料の1.5倍の額としております。

また、本表の改正額の欄の赤字につきましては、算定額が現行使用料の2倍以上となります施

設でございますが、指針にもとづき上限の2倍の額としている施設となります。

つづきまして、緑の数値が記載されている施設につきましては、算定額が現行使用料の2倍未満の額という位置付けの施設でございます。

青字の施設につきましては、改正後の金額が現行より減額するものでございます。

また、米印がついている施設使用料につきましては、青梅市における受益者負担と公費負担のあり方に関する指針にもとづき計算した指針額を踏まえ、近隣自治体等の均衡、施設の特性などを考慮して算定した施設でございます。

こちらの表を御覧いただきますと、永山や市民球技場は施設面積が大きく種別が多い施設であるため、種別ごとに算定いたしますと、一つ一つの金額が抑えられる傾向があります。逆に、種別数が少ない施設は金額が上がることになります。

前提といたしまして、各公共施設の使用料等の見直しですが、原則全庁的な統一の指針にもとづいた算定でございます。

全体的なところでは、屋内となる総合体育館や水泳場につきましては、やはり経費がかかる施設でありますことから、使用料が増額している傾向でございます。その中で、近隣自治体等の均衡を図り、算定をしております。

屋外スポーツ施設につきましては、一部増額する施設もございますが、全体的には減額あるいは現状維持となる施設が多い状況でございます。

また、青少年の団体につきましては、基本的には青少年健全育成団体に登録していただければ、使用料が免除されますので、直接の影響は少ないものと捉えております。

なお、表の一番下段となりますが、エクストリームスポーツパークにつきましては、開場後1年しか経過しておりませんことから、今回の改正の対象外との取扱いとしております。

これらにつきまして、スポーツ振興審議会に諮問をさせていただき、振興審議会委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

大変雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質問等いただきますが、全庁的に使用料の改定がございまして、その中にももちろんスポーツ施設が入っているという現状です。スポーツ施設の状況については非常に複雑なところがあるので、単純に指針のとおりに行うと非常に極端な数字が出ることがございますので、いろいろと苦労をしながらここまでの改正案にたどり着いたというような状況でございます。御質疑等ございましたら、お願いいたします。

【委員（徳長）】 総合体育館のスポーツホールの第1と第2はどこのことでしょうか。

【スポーツ推進課長（中村）】 第1スポーツホールが二十歳を祝う会等で使用している一番大きいホールです。第2スポーツホールが、施設の一番奥側にある、表彰関係で御出席いただいているホールでございます。

【委員（徳長）】 第1スポーツホールは大きいですが、あれを全部貸切りということでしょう

か。競技によっては必要のない広さかと思いますが。

【スポーツ推進課長（中村）】 御指摘のとおり、こちらに記載している金額につきましては、全面を貸切りした場合でございます。大会等をやる場合ほとんど全面貸切りが多いのですが、一般の方が、貸し切る場合には、2分の1あるいは4分の1単位で貸し切ることができますので、その場合金額が2分の1あるいは4分の1となります。

【委員（徳長）】 ありがとうございます。

【委員（杉本）】 第1スポーツホールだけ消費税がついていると思うのですが、これはどういうことなのでしょうか。

【スポーツ推進課長（中村）】 確かにそのように見えてしまうところもあるかと思いますが、第1スポーツホールだけ消費税という計算をしているわけではなく、計算の仕方はほかの施設と同じ考え方で行われているものです。

【教育長（橋本）】 なかなか複雑な計算があり、9,000円が1万2,000円になったということではありません。計算をしていったら9,000円が1万3,200円になったと、消費税がついているという数字ではないわけです。

【委員（百合）】 例えば東原公園水泳場やわかぐさ公園こどもプールは、2時間の時間が過ぎると延長料金を払っていましたが、その延長料金も増額されるのでしょうか。

【スポーツ推進課長（中村）】 プールにつきましては、以前はそのような2時間の時間区切りがございまして、それより長くいる方は延長料金がかかっていたのですが、現状の使用料につきましては、時間制限はなくて1回の金額設定をしております。

なので現状でも、1回で子どもですと100円、大人ですと300円ということで、例えば、3時間や4時間いていただいても、延長料金は発生していない状況でございます。

【委員（百合）】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市総合体育館条例および青梅市スポーツ施設条例の一部改正に関する諮問については承認されました。

3 青梅市eスポーツ大会実施業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱の制定について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の3を議題といたします。青梅市eスポーツ大会実施業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱の制定について説明をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは協議事項の3、青梅市eスポーツ大会実施業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱の制定について御説明申し上げます。

協議事項の3を御覧ください。

今年度、新規事業として実施予定のeスポーツ大会に関する内容でございます。

1の制定の理由でございます。

青梅市においてeスポーツ大会を実施するに当たり、当該業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市eスポーツ大会実施業務委託にかかるプロポーザル選定委員会を設置しようとするものでございます。

2の制定の内容でございます。

(1)の所掌事項につきましては、Aのプロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関する事、Iの企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関する事。

(2)組織についてでございます。選定委員会は委員6人をもって組織することとし、Aの委員長をスポーツ推進課長、Iの副委員長をスポーツ推進課スポーツ推進係長、ウの委員といたしまして、DX推進課、高齢者支援課、障がい者福祉課および子育て応援課から各職員1人ずつをもって組織するものでございます。

(3)から(5)は記載のとおり、基本的な項目の記載となっております。

3の実施期日等でございます。

本日御承認いただければ、令和8年7月7日開催予定の経営会議に付議し決定をいただいた日から実施することとし、選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止するものとしてございます。

大変雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

今、eスポーツ大会はいろいろなところで行われていますけど、やはり専門的な知識が必要です。最も良い委託業者を選ぶための選定委員会でございます。

特に、御質疑等よろしいでしょうか。

【委員（徳長）】 専門的な知見を持った人を選ぶための委員会で、この委員会の中に専門的な方は入っているのでしょうか。

【スポーツ推進課長（中村）】 専門的な職員というものが、難しいところではあるのですが、まずはDX推進課というところが、いわゆる庁内のDX化を進めているところであります。DX推進課といたしましても、eスポーツの取組については、すごく評価、協力していただいております。

また、今回は、高齢者の部門、障害者の部門、子育ての部門というところから、それぞれ職員を選定委員として選出いただきます。今回、委員を選定いただくに当たって、もしこういったeスポーツなどに取り組んでいる職員がいましたら、ぜひそういう方の選定を可能な範囲でお願いしたいというようなことは依頼をさせていただいたところでございます。

【委員（徳長）】 我々も、eスポーツなんて言われても、何が何だか分からないので、課にかかわらず、市の職員の中でそれが得意な方がいると思うのですが、そういう方を特に抜擢す

るというのも考えてもいいのかなという気がしました。

【教育長（橋本）】 この選定委員会は、必要があるときは、記載の職員以外の者も招集できることになっております。今、スポーツ推進課では、立川の大会ですとか、いろんなところを見て勉強してきております。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市eスポーツ大会実施業務委託にかかるプロポーザル選定委員会設置要綱の制定については承認されました。

4 令和8年度青梅市学力向上対策事業実施にかかるスタディ・アシスト事業実施要項の制定について（指導室）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の4を議題といたします。令和8年度青梅市学力向上対策事業実施にかかるスタディ・アシスト事業実施要項の制定について説明をいたします。

【教育指導担当主幹（坂井）】 それでは協議事項の4、令和8年度青梅市学力向上対策事業実施にかかるスタディ・アシスト事業実施要項について御説明いたします。

協議資料4を御覧ください。

まず目的でございますが、この要項は青梅市学力向上対策事業実施要綱にもとづき、令和8年度青梅市学力向上対策事業のうち、スタディ・アシスト事業を実施する上で必要な事項を定めることを目的としております。

次に、実施内容でございますが、事業は実施会場をS&Bたまぐーセンターおよび青梅市役所とし、原則として通塾等をしていない中学校3年生の生徒を対象に、その学力の向上を図り、希望校への進学を目指すための学習を支援することとしております。

なお、教科については、英語、数学、社会、理科および国語を中心として支援することとしております。

次に、実施体制ですが、事業は青梅市教育委員会が実施し、民間事業者等に当該事業の運営の一部を委託するものでございます。今年度は株式会社エデュケーションアルネットワークに昨年度に引き続き委託する予定でございます。

次に、実施期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとしております。

次に、支援員配置方法でございます。委託契約書にもとづき、民間事業者等の選定する支援員を配置いたします。

謝礼金につきましては、事業における支援員の活動への対価として、謝礼金に代わり、委託契約書にもとづく単価により、委託料を委託事業者へ支払うものとしております。

活動内容につきましては、委託契約書にもとづき、第2項に定める実施内容を遂行することとしております。

次に、運営委員会につきましては、委員会は事業の計画、運営方法および現場の取組・成果の共有等にかかる各種連絡調整を目的とし、運営委員会を設置いたします。

運営委員会は、委員会が設置する学力向上推進委員会をもって、これに充てることとしております。

次に、その他でございますが、この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は委員会が別に定めるものとしております。

以上、雑駁ではございますが、説明を終わります。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。

【委員（杉本）】 この事業は大体どれくらいの人数を対象とした事業になっていますか。

【教育指導担当主幹（坂井）】 全体で72名を予定しております。

【教育長（橋本）】 定員を増員されたんでしたよね。

【教育指導担当主幹（坂井）】 はい。

【委員（杉本）】 ちなみに、昨年度はどれくらいの人数でしたか。

【教育指導担当主幹（坂井）】 令和7年度は申請者82名、受講決定者が60名でございました。今年度は12名の増員を予定しております。

【委員（杉本）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、令和8年度青梅市学力向上対策事業実施にかかるスタディ・アシスト事業実施要項の制定については承認されました。

日程第5 議案審議

議案第8号 青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第5、議案審議に移ります。

議案第8号を議題といたします。青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、議案第8号、青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

お手元の議案書を御覧ください。

青梅市立学校施設のあり方審議会委員のうち、審議会条例第3条第1項第3号に規定する青梅市立学校PTAの代表者につきまして、先般、中学校PTA連合会の総会において、役員改選がありましたことから、新たな委員を委嘱しようとするものでございます。

議案書の中段の表を御覧ください。

このたび、記載のとおり土谷沙綾氏を新たに委嘱するものでございます。

委嘱期間は、前任者の残任期間となります令和8年7月2日から令和9年3月31日までとなります。

なお、小学校につきましては、現在、PTA役員の改選手続中と伺っております。新たな役員の報告がありましたら、改めて議案を提出し、御審議いただきたいと考えております。

また、参考ではございますが、委員の男女構成につきましては、女性が1名増えたことで、14名中5名が女性となり、女性の構成比は35.7%となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第8号、青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

議案第9号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案第9号を議題といたします。青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について説明をいたします。

【学校給食センター所長（師岡）】 それでは、議案第9号、青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、お手元の資料にもとづき御説明申し上げます。議案書を御覧ください。

本議案は、青梅市立学校給食センター条例第3条の規定にもとづき、教育委員会が委嘱する委員の変更について提出したものであります。

内容といたしましては、ページの中ほどの表に記載の選出区分、条例第3条第3項第4号、備考欄に記載のとおり、児童、生徒の保護者を代表する者といたしまして、中学校のPTA連合会の役員の改選に伴い草野大樹氏を新たに青梅市立学校給食センター運営審議会委員に委嘱しようとするものであります。

なお、任期につきましては、御決定後の明日7月2日から、令和9年8月31日までとなります。

資料2枚目は、改選前を含めた委員名簿となっておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第9号、青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

次に、先ほど協議事項の1が承認されたことに伴い、議案が1件追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に議案第10号、青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則および青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程を追加したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認め、本日の日程に議案第10号を追加いたします。
議案書を配付いたします。

追加日程 議案第10号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則および青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程

【教育長（橋本）】 それでは、議案第10号を議題といたします。

青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則および青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程について説明をいたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、議案第10号、青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則および青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程について御説明申し上げます。

本案は、先ほど協議事項1で御協議いただき、御承認を賜った規則および規程の一部改正についての議案でございます。

内容等につきましては、協議資料1にもとづき御説明申し上げたとおりでございます。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決をいたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第10号、青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則および青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された案件については全て終了いたしました。

ほかに何かありますか。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、スポーツ推進課から、自転車ロードレースに関するお知らせでございます。

本日、資料を配付させていただきました。

昨年の7月13日に東京都の事業として実施された自転車ロードレースについてであります、第3回大会としてTHE ROAD RACE TOKYO TAMA2027の実施概要が都から

昨日プレス発表されました。

東京都からは、前回の青梅市内のコースが国際自転車競技連合に高く評価されたとのことで、改めて青梅市内の周回コースを中心に実施したいとの相談を受けまして、市としても協力することとしているところでございます。

(1) の日程でございますが、来年度の令和9年10月31日日曜日の予定でございます。

(2) のスタート・フィニッシュ会場は、エリート男子のスタート会場が、あきる野市の秋留台公園、フィニッシュ会場が青梅市内となります。エリート女子のスタート会場およびフィニッシュ会場は青梅市内となります。

このほかの情報につきましては、今後改めて東京都から発表されると思いますので、決定次第改めて報告させていただきたいと思います。

スポーツ推進課からのお知らせは以上でございます。

【教育長（橋本）】 本件に御質疑等ございますか。来年の話でございますので、御承知おきをいただければと思います。

ほかにありますか。

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について、教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは今後の予定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

今後の予定は、記載のとおり7件でございます。記載は日付順としている関係から、説明は一部前後させていただきますので、御承知お願いします。

はじめに1件目は、小学校長と教育委員との懇談会でございます。この後、午後3時45分から議会棟大会議室に御移動いただき開催いたします。懇談のテーマは「学校の担う役割とその対応」でございます。

次に、2件目、4件目および5件目につきましては、学校訪問でございます。7月8日の水曜日は第六中、10日の金曜日は第七中、15日の水曜日は成木小を訪問していただきます。

なお、給食の試食につきましては、4件目、10日の第七中で実施いたします。

次に、3件目は中学校音楽鑑賞教室でございます。7月9日の水曜日午前の部および午後の部いずれも福生市民会館で開催いたします。

次に、6件目は令和8年度東京都市教育長会研修会でございます。7月29日の水曜日午後2時30分から武蔵野市にあります武蔵野スイングホールで開催されます。テーマおよび講師につきましては、記載のとおりでございます。

最後に7件目は、次回の教育委員会定例会でございます。7月31日の金曜日午後1時30分から、会場はこちらの教育委員会会議室において開催いたします。

今後の予定につきましては、以上でございます。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後3時18分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員